

# 森林学習施設建設工事監理業務委託仕様書

## 1 業務名称

H30・31継続事業 森林学習施設建設工事監理業務委託

## 2 目的

森林学習施設建設工事が設計書及び設計図書のとおり適切に実施されるよう監理業務を行う。

## 3 業務期間

契約締結の日から平成31年8月16日まで

## 4 敷地概要

所在地 富士吉田市上吉田5605番地3

敷地面積 47,531.59 m<sup>2</sup>

区域区分 都市計画区域内（自然公園法普通地域内）

用途地域 指定なし

防火地域 指定なし

周辺道路 富士吉田市道農場線及び富士吉田市道東富士1号線

## 5 工期

① 全体工期 約400日間

② 実工期 約400日間（平成30年7月～平成31年7月）

## 6 対象工事

●H30・31継続事業 森林学習施設建設（建築主体）工事

### （1）森林学習施設

・階数：地上2階、地階1階建て

・建築面積：1,778.65 m<sup>2</sup>

・延床面積：1,988.10 m<sup>2</sup>

・用途：森林学習施設

・主要構造部：鉄骨造

・外装：アルミパネル貼、アルミ複合カーテンウォール

・内装：塗装等。木部は恩賜林伐採樹木、山梨県産材を活用する

### （2）ツリーハウスパーク

ツリーハウス4基、蟻地獄、蜘蛛の巣とそれらをつなぐ木道

#### a.木道

・長さ：約200m

・仕様：独立基礎、鉄骨下地の上、デッキ材（イペ材）、スチール手摺

#### b.ツリーハウス・パーク内に4基の異なるツリーハウスを設置

- ・恩賜林伐採木を利用した、ツリーハウスビルダーによる施工

c. 蟻地獄

- ・地上にすり鉢状のデッキで、回転しながら歩くことで地上に出られる遊具
- ・規模：直径約 7m

d. 蜘蛛の巣

- ・木道のデッキエリアにある、大型ネット
- ・規模：長辺約 7m の六角形 (約 30 m<sup>2</sup>)

●H30・31 継続事業 森林学習施設建設（電気設備）工事

a. 受変電設備

- ・敷地内既存キュービクルより引き込み
- ・既存高压引込が計画建物下部にあるため、新規付替えの必要あり

b. 照明器具

- ・LED 照明

c. その他

- ・情報通信設備、放送設備（非常・業務放送）、ITV 設備（入出場監視記録）等

●H30・31 継続事業 森林学習施設建設（機械設備）工事

a. 井水設備

- ・空調用井戸 4 基（新規）、飲料用井戸 1 基（既存）

b. 給湯設備

- ・局所給湯方式（トイレ等）

c. 換気設備

- ・第 1 種 + 第 3 種換気方式

d. 空気調和設備

- ・井水（地中熱）を利用し、熱交換による FCU 方式
- ・地下階は空冷ヒートポンプパッケージエアコン

e. 太陽熱利用設備

- ・屋上太陽熱パネル設置の上、蓄熱床方式（森のひろば）

f. 排水処理設備

- ・合併浄化槽方式

●H30・31 継続事業 森林学習施設建設（外構）工事

(1) 駐車場エリア

- ・面積：約 6,600 m<sup>2</sup>
- ・舗装：アスファルト舗装等
- ・駐車台数：一般約 150 台、バス 7 台

(2) アプローチエリア

a. アプローチデッキ

- ・駐車場から建物への歩行者通路。既存樹木を出来るだけ避ける様配置
- ・規模：約 120m、通路幅約 2m
- ・仕様：イペ材 一部ブリッジ部は鉄骨下地の上、イペ材、スチール手摺

## b. サービス動線

- ・ ツリーハウスパークのメンテナンス車両動線と共に、館内隣接の身障者駐車場へのアプローチを兼ねる
- ・ 規模：約 120m
- ・ 仕様：アスファルト舗装

## (3) 館内広場エリア

- ・ 建物前の広場。中央に既存溶岩石を用い、外周は身障者の車両が転回できるスペースを設けている
- ・ 規模：舗装部分 約 1,800 m<sup>2</sup>
- ・ 仕様：(中央部) 溶岩石乱張り舗装 (外周部) ピンコロ舗装、コンクリート洗い出し舗装等

## 7 業 務 内 容

上記の工事が設計書及び設計図書のとおり施工されるよう次の監理業務を行うこと。

### ○工事監理に関する業務

#### (1) 工事監理方針等の説明等

- ・ 工事監理方針の説明

当該業務の着手に先立って、工事監理体制その他工事監理方針について記載された業務計画書を作成し、監督員に提出し、承諾を受ける。

- ・ 工事監理方法変更の場合の協議

当該業務の方法に変更の必要が生じた場合、監督員と協議する。

#### (2) 設計図書の内容の把握等の業務

- ・ 設計図書の内容の把握

設計図書の内容を把握し、設計図書に明らかな矛盾、不適切な納まり等を発見した場合には、その内容を取りまとめ、監督員に報告し、必要に応じて設計者に確認する。

- ・ 質疑書の検討

工事施工者等から工事に関する質疑書が提出された場合、設計図書に定められた品質確保の観点から技術的に検討し、適合していると認められる場合には、その旨を監督員に報告する。

#### (3) 施工図等を設計図書に照らして検討及び報告する業務

- ・ 施工図書等の検討及び報告

① 設計書の定めにより工事施工者が作成し、提出する施工図、制作見本、見本施行等が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、監督員の承認を得る。

② ①の検討の結果、適合しないと認められた場合には、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、監督員に報告する。

③ ②の結果、工事施工者等が施工図、制作見本、模型、見本施工等を再度作成し、提出した場合は、①、②の規定を準用する。

- ・ 工事材料、設備機器等の検討及び報告

① 設計書の定めにより工事施工者が提案又は提出する工事材料、設備機器等及びそれ

らの見本が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、適合していると認められる場合には設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置をとりまとめ、監督員に報告する。

- ② ①の検討の結果、適合しないと認められる場合には、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、監督員に報告する。
- ③ ②の結果、工事施工者等が工事材料、設備機器等及びそれらの見本を再度提案又は提出した場合は、①、②の規定を準用する。

#### (4) 工事と設計図書との照合及び確認

工事施工者の行う工事が設計図書の内容に適合しているかについて、設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、工事施工者から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的方法により確認を行う。

#### (5) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等

- ① (4)の結果、工事が設計図書のとおりを実施されていると認められる場合には、その旨を監督員に報告する。
- ② (4)の結果、工事が設計書のとおりを実施されていないと認められる箇所がある場合、又は監督員から適合していない箇所を示された場合には、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、監督員に報告する。
- ③ 工事施工者が必要な修補を行った場合には、その方法が設計図書に定められる品質確保の観点から適切か否かを確認し、適切と認められる場合には、その内容を監督員に報告する。
- ④ ③の結果、修補が適切になされていないと認められる場合の再修補等の取扱いは、①、②、③の規定を準ずる。

#### (6) 業務報告書等の提出

- ① 工事と設計図書との照合及び確認を終えた後、業務報告書及び監督員が指示した書類等の整備を行い、監督員に提出する。
- ② 必要に応じて、建築基準法第12条第5項の規定に基づく工事監理報告書を監督員の承諾を受けた後、建築主事等に提出する。

### ○工事監理に関するその他の業務

#### (1) 工程表の検討及び報告

- ① 工事請負契約の定めにより工事施工者が作成し、提出する工程表について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、品質が確保できると認められる場合には、その旨を監督員に報告する。
- ② ①の検討の結果、品質が確保できないおそれが認められる場合には、工事施工者に対する修正を求めその他必要な措置についてとりまとめ、監督員に報告する。
- ③ ②の結果、工事施工者等が工程表を再度作成し、提出した場合には、①、②の規定を準用する。

(2) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告

- ① 設計図書の定めにより工事施工者が作成し、提出する施工計画、施工要領（工事施工体制に関する記載を含む。）について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、品質が確保できると認められた場合には、その旨を監督員に報告する。
- ② ①の検討の結果、品質が確保できないおそれがあると認められる場合には、工事施工者に対して修正を求めその他必要な措置についてとりまとめ、監督員に報告する。
- ③ ②の結果、工事施工者が施工計画を再度作成し、提出した場合は、①、②の規定を準用する。

(3) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等

・工事が設計図書の内容に適合しない場合の破壊検査

工事施工者の行う工事が、設計図書の内容に適合しない疑いがあり、かつ破壊検査が必要と認められる理由がある場合には、監督員に報告し、指示を受けて、必要な範囲で破壊して検査する。

(4) 関係機関の検査の立会い等

関係機関の検査に立会い、その指摘事項等について、工事施工者が作成し、提出する検査記録等に基づき監督員に報告する。また、完成検査及び出来高部分検査に立会い、質疑及び書類の提出を求められた場合はこれに応じる。

(5) 各種会議の運営・議事進行

定例会議等を主体的かつ円滑に運営するための準備、議事進行等を行う。

(6) 各種法令・手続き等の対応への参画

法令手続き等に必要な資料の作成、準備及び対応を行う。

(7) 関連工事の調整に関する業務

工事が複数の工事施工者等に分割されて行われ、それらの工事が他の工事と密接に関連する場合、必要に応じて工事施工者等の協力を受けて調整を行うべき事項を検討し、その結果を監督員に報告する。

(8) 施工計画等の特別の検討・助言に関する業務

現場、制作工場などにおける特殊な作業方法及び工事用機械器具について、その妥当性を技術的に検討し、工事施工者等に対して助言すべき事項を検討し、その監督員に報告する。

(9) 完成図の確認

- ① 設計図書の定めにより工事施工者等が提出する完成図について、その内容が適切であることを確認し、結果を監督員に報告する。
- ② 前項の確認の結果、適切でないと認められる場合には、工事施工者等に対して修正しなければならない事項を検討し、その結果を監督員に報告する。

(10) 発注者が主催し行う住民説明会への参加及び説明への協力

○実施条件

(1) 富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合工事監理業務委託契約約款に基づいて契約を履行する。

(2) 受注者は建築基準法及び建築士法等の法令上の工事監理者となるものとし、責任を全うすること。

(3) 適用基準等で市販されているものについては、必要に応じて受注者の負担において備えるものとする。

(4) 軽微な設計変更

設計図書に基づき、施工図等の検討を行う過程において、細部の取り合いや工事間の調整又は監督員の指示等により軽微な変更の必要が生じた場合、工事施工者等に対して指示すべき事項について監督員に報告する。

(5) 提出書類

① 受注者は、発注者が指定した様式により、関係書類を遅滞なく提出しなければならない。

② 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

(6) 打合せ及び記録

① 工事監理業務を適正かつ円滑に実施するため、監理技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受注者が書面(打合記録)に記録し、相互に確認しなければならない。

② 工事監理業務着手時及び特記仕様書に定める時期において、監理技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について、監理技術者が書面(打合記録)に記録し、相互に確認しなければならない。

③ 受注者が工事監理者等と打合せを行う場合には、事前に監督員の承諾を受けることとする。また、受注者は工事監理者等との打合せ内容について書面(打合記録)に記録し、速やかに監督員に提出しなければならない。

(7) 業務計画書

① 受注者は、契約締結後14日以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

② 業務計画書には、契約図書に基づき、次の事項を記載するものとする。

- 1) 業務一般事項
- 2) 業務工程計画
- 3) 業務体制

#### 4) 業務方針

上記事項のうち2) 業務工程計画については、対象工事の工事監理者等と十分な打合せを行ったうえで内容を定めなければならない。ただし、提出期限内に工事監理者等から工事の実施工程表が提出されない場合がその準備が整った後とすることができる。また、4) 業務方針の内容については、事前に監督員の承諾を得なければならない。

- ③ 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。
- ④ 監督員が指示した事項については、受注者は更に詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

#### (8) 関係機関への手続き等

- ① 受注者は、工事監理業務の実施に当たっては、発注者が行う関係機関等への手続き及び立会いの際に協力しなければならない。また、受注者は、工事監理業務を実施するため、関係機関等に対する諸手続き及び立会いが必要な場合は、速やかに行うものとする。
- ② 受注者が、関係機関等から交渉を受けたときは、遅延なくその旨を監督員に報告する。

#### (9) 関連する法令、条例等の遵守

受注者は、工事監理業務の実施に当たっては、関連する法令、条例等を遵守しなければならない。

### 8 適用基準

受注者は業務の対象である工事の設計内容及び業務の実施内容が以下の技術基準等に適合するよう業務を行うこと。

#### a 共通

- ・官庁施設の基本的性能基準
- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ・官庁施設の環境保全性基準
- ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- ・公共建築工事積算基準
- ・公共建築工事共通費積算基準
- ・公共建築工事標準単価積算基準
- ・省エネルギー建築設計指針

#### b 建築

- ・建築工事設計図書作成基準
- ・敷地調査共通仕様書
- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ・建築設計基準

- ・ 建築構造設計基準
- ・ 建築構造設計基準の資料
- ・ 建築工事標準詳細図
- ・ 擁壁設計標準図
- ・ 構内舗装・排水設計基準
- ・ 建築工事監理指針
- ・ その他工事に必要な基準及び指針

#### c 設備

- ・ 建築設備計画基準
- ・ 建築設備設計基準
- ・ 建築設備工事設計図書作成基準
- ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- ・ 建築設備耐震設計・施工指針
- ・ 建築設備設計計算書作成の手引
- ・ 電気設備工事監理指針
- ・ 機械設備工事監理指針
- ・ その他工事に必要な基準及び指針

### 9 管理技術者等の資格要件

業務の実施にあたっては、次の資格要件を有する管理技術者等を適切に配置した体制とする。なお「管理技術者等」とは、管理技術者、担当主任技術者、担当技術者を総称している。

#### a 管理技術者（本組合発注業務における専任配置）

管理技術者は、設計図書の設計内容を的確に判断するとともに、工事監理等についての技術能力および経験を有する者として、①の資格要件を満たし、かつ、②の経験を有する者とする。なお、受注者が個人の場合にあつてはその者、会社その他の法人である場合にあつては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

##### ① 資格要件

一級建築士

##### ② 経験要件

- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の工事監理を実施した経験を有すること。
- ・ 13年以上の実務経験相当の能力を有すること。

#### b 担当技術者

担当技術者については、次の要件を満たし、かつ、設計図書の設計内容を的確に判断する能力とともに、工事監理等についての技術能力及び経験を有する者とする。また、担当技術者の中から、建築（意匠）、建築（構造）、電気設備、機械設備の各部門ごとの責任者として、担当主任技術者を1名ずつ選定し配置する。ただし、建築（意匠）担当主任技術者と建築（構造）担当主任技術者は兼務してもよいものとする。



なお、建築（意匠）及び建築（構造）担当主任技術者のうち主たる業務の主任技術者は、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

#### ① 経験要件

・当該担当の各部門に応じた公共建築工事標準仕様書（・建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部制定）又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の工事監理を実施した経験を有すること、若しくは、調査職員がそれと同等の能力があると認めた者であること。

・5年以上の実務経験相当の能力を有すること。

※担当主任技術者及び担当技術者については、次の部門に限り兼務して良いこととする。

- ・建築（意匠）と建築（構造）
- ・電気設備と機械設備

### 10 打合せ

下記の区切りごとに打合せを行う。打合せ場所は組合総務部森林学習施設設立準備室とする。

a. 1) 業務着手時

2) 業務計画書に定める時期

3) 監督員又は監理技術者が必要と認めた時

b. 受注者は工事監理業務が適切に行われるよう、請負者等と定期的かつ適切な時期に連絡をとり、施工状況について把握しなければならない。

### 11 提出書類等

#### (1) 提出書類

##### ●業務計画書

◆提出部数：2部(A4ファイル綴じ)

(契約締結後14日以内に提出すること)

◆業務計画書に対する記載事項については、以下のとおりとする。

#### ① 業務一般事項

1) 業務の目的

2) 業務計画書の適用範囲

3) 業務計画書の適用基準類

4) 業務計画書に内容変更が生じた場合の処置方法

業務の目的、本計画書の適用範囲及び本計画書の内容変更の必要が生じた場合の処置方法を明確にした上で、その内容を記載する。

#### ② 業務工程計画

対象工事の実施工程との整合を図るため、工事施工者等から提出される工事の実施工程表の内容を十分検討の上、作成する。検討に用いた実施工程表についても参考として添付する。

#### ③ 業務体制

- 1) 受注者側の管理体制  
受注者管理体制系統図を作成する。
  - 2) 業務運営計画  
現場定例介護の開催に係る事項(出席者、開催時期、議題、役割分担、その他必要事項)を記載する。
  - 3) 監理技術者等の経歴  
監理技術者等の経歴について一覧表を作成する。
  - 4) 業務フロー  
監督員により指示された内容のフローとする。
- ④ 業務方針  
仕様書に定められた工事監理業務内容に対する業務の実施方針について記載する。  
受注者として特に重点をおいて実施する業務等についても記載する。

### ●業務報告書

- ◆提出部数：2部(A4ファイル綴じ)

(毎月、前月分を月初めに提出すること)

- ◆業務報告書については、次の構成とする。

① 月間業務計画表・月間業務実施表

工事施工者等が提出した実施工程表を踏まえ、月間の業務計画を立て、月間業務計画・報告書のうち「予定」の欄に、必要事項を記載する。その後の業務の進捗に伴い、業務の実施状況について、同様式のうち「実施」の欄に必要事項を記載する。

② 報告書

工事施工者等から提出された協議書及び施工図等の資料に対し、検討事項を詳細に記載するとともに、報告書・提案書に工事施工者等に対し修正を求めるべき事項及び提案事項を簡潔に記載し、検討資料を添付して取りまとめる。必要に応じ、監督員からの指示内容が記載された指示書、受注者と監督員との間の評議内藤が記載された協議書についても添付することとする。

③ 打合記録

監督員及び工事施工者等との打合せ結果について、打合記録に必要事項を記載する。

④ 月報

工事監理業務月報に、主要な月間業務実施内容について、各業務内容毎に簡潔に記載する。

⑤ 日報

工事監理業務日報に、日々の業務内容について、簡潔に記載する。

### ●イメージスケッチ図

- ◆提出枚数：5枚程度(契約締結後速やかに提出すること)

- ◆内容：図面を基にした建物全景図、外観及び建物内部のスケッチパース若しくはCGパース図等(詳細については、契約締結後に協議することとする。)

## 1.2 資料の貸与及び返却

対象工事設計図書等(PDF他)

### 1 3 関係機関への手続き等

建築基準法等の法令に基づく関係機関等の検査に必要な書類の原案を作成し監督員に提出し、検査に立会う。

### 1 4 検 査

完了報告については、業務完了報告書に必要事項を記載する。

### 1 5 疑 義

本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議して定めるものとする。

### 1 6 支払に関する事項

当業務の支払は、富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合監理業務委託契約条項第25条に基づき、その請求に応じてこれを行うが、当業務における継続事業の年度別事業費の割合は次のとおりとする。

平成30年度 0%

平成31年度 100%

### 1 7 そ の 他

本事業は、国庫補助により実施する事業であることから、書類等の完備には、慎重かつ適正に対処すること。また、国庫補助事業の報告及び会計検査対象となった場合の対応についても行うものとする。

以 上